

**GTRAX インターネットデリバリーサービス  
利 用 規 約**

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

## 第1章 総則

### 第1条 (本規約の目的)

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「当社」といいます)は、GTRAX インターネットデリバリーサービス利用規約(別紙等を含みます。以下、「本規約」といいます)を定め、本規約を遵守することを条件として、GTRAX インターネットデリバリーサービス(以下、「本サービス」といいます)の利用契約を締結していただいた契約者(以下、「契約者」といいます)に対し、本規約に定める機能を提供します。

### 第2条 (用語の定義)

本規約において、以下の用語は以下のことを意味します。

- (1) 「コンテンツ」とは、契約者が用意し、本サービスで使用するデジタルデータのことをいいます。
- (2) 「コンテンツ配送サーバ」とは、コンテンツを蓄積、管理及び配送する機能を提供する設備のことをいいます。
- (3) 「本システム」とは、本サービスを提供するために当社が用意するアプリケーション、機器及び設備のことをい、別紙1に記載のとおりとします。
- (4) 「ユーザアドレス」とは、契約者が本サービスを利用するために必要な、当社が払い出す個人識別 ID のことをいいます。

### 第3条 (本規約の適用)

本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用するものとします。

2 本規約と当社所定の申込書に記載の事項に矛盾が生じた場合は、申込書を優先します。但し、本規約に別に定めのある場合はこの限りではありません。

3 本サービスの利用地域は原則日本国内とします。但し、契約者が、自らの責任で技術的条件の確保及び当該地域における関連法令等の遵守を行うことにより、日本国外で利用することができます。その場合、本規約の定めに関らず、当社はその利用の可否及び品質等について保証を行わず免責されるものとします。なお、当社の見解または政府の指導等により、当社は責任を負わず、本サービスの日本国外における利用を禁止する必要があることに契約者は同意するものとします。

4 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

5 前項規定の本規約の一部を構成する諸規定の変更については、当社から契約者に変更後の諸規定を通知することにより、変更後の諸規定が有効となります。

### 第4条 (本規約の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

2 本規約の変更にあたっては、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載や第34条の通知方法により通知します。変更の通知後、本規約は変更後の規約が有効となります。

3 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

## 第2章 サービスの機能

### 第5条 (本サービスの内容)

契約者は、本サービスの利用期間中、本システムを契約者の業務のために使用することができます。

- 2 契約者は、自己の判断と責任において、契約者の関連会社及び取引先等に本システムを契約者の業務のために使用させることができるものとします。但し、契約者は、第三者（契約者の関連会社及び取引先等を含む）の事業のために、本システムを利用する、もしくは転貸利用させることはできません。
- 3 当社は、契約者に対し、本サービスの利用期間中、当社の定める仕様で、本システムを本条第1項及び第2項記載の目的で使用する譲渡不能な非独占的使用権を許諾し、かつ、本システムを保守・運用します。なお、本システムの保守及びヘルプデスクの内容は別紙2のとおりとします。
- 4 当社は、必要に応じて本システムの保守運用業務の一部又は全部を第三者に委託することができるものとします。

### 第6条 (本サービスの機能)

本サービスの機能及び当社が契約者に提供する範囲は別紙3に記載のとおりです。

## 第3章 契約及び料金等

### 第7条 (契約の単位)

当社は1ユーザアドレスごとに1つの契約を締結いたします。

### 第8条 (契約申込)

本サービスの申込をしようとする方（以下「本サービス申込者」といいます。）は、本規約に同意の上、当社所定の方法により届け出るものとします。なお、当社指定の申込書の送付は、サービス開始希望日以前に相当の期間を設けるものとします。

- 2 当社は、サービス開始日を記載した当社指定の本サービスのご利用に関する文書を、当社所定の方法で、本サービス申込者に発出します。かかる文書の発出をもって契約が成立したものとします。但し、当社が当社指定の申込書を受領した日が、サービス開始希望日までに相当の期間がない場合は、サービスの開始が遅れることがあります。
- 3 本規約に定めのない事項については、契約者と当社との協議によって定めます。
- 4 当社は、業務上必要なときは、契約者と特約を定めること、別途提示資料等を求めることがあります。

### 第9条 (契約申込の承諾)

当社は、前条の規定にかかわらず、次の場合は、その申込を承諾しないことがあります。

- (1) 当社所定の申込書に虚偽の事項を記載し又は記入漏れがある場合並びにそのおそれがある場合
- (2) 本サービス申込者が個人の場合は引き続き6ヶ月以上日本国内に住居を有しない場合、また、法人の場合は引き続き6ヶ月以上日本国内に事業拠点（本店、支店、営業所又は事務所等）を有しない場合
- (3) 本サービス申込者が未成年の場合で、当社所定の様式により親権者等法定代理人の同意を得ていない場合
- (4) 本サービス申込者が成年被後見人又は被補佐人の場合で、当社所定の様式により法定代理人又は補佐人の同意を

得ていない場合

- (5) 第14条又は第31条の規定に違反するおそれがある場合
- (6) 第22条第2項又は第23条の規定に該当する場合
- (7) その他、当社が不相当と判断する相当の理由がある場合

#### 第10条（契約の有効期間）

第8条第2項により成立した契約の有効期間は、サービス開始日から、サービス開始日の翌月初日の一年後までとします。その後本規約の規定により当社又は契約者のいずれかが契約解除を行うまで一年間自動更新されることとします。

#### 第11条（契約事項の変更）

契約者は、契約申し込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、そのことをすみやかに当社所定の方法により届け出ていただきます。契約者が当該届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当社はその責を負わないものとします。

- 2 前項の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類等を提出していただくことがあります。

#### 第12条（契約内容の変更）

契約者は当社に対し、料金表1に記載の契約内容の変更を請求することができるものとします。

- 2 前項を希望する場合、契約者は当社所定の方法により申し込むものとします。なお、契約内容の変更は、当社が契約者へ通知するサービス変更通知に記載された日から適用されます。
- 3 契約者が本条第2項により契約内容を変更した場合には、契約者は料金表1に記載する事務手数料を支払う義務を負います。
- 4 本条第2項によりアプリケーションタイプを変更したことで、変更後のアプリケーションタイプに該当する初期料金および年間基本料金が変更前よりも増額する場合、契約者は本条第3項に定める事務手数料に加え、これらの差額を支払う義務を負います。年間基本料金の日割りは行いません。
- 5 本条第2項によりアプリケーションタイプを変更したことで、変更後のアプリケーションタイプに該当する初期料金および年間基本料金が変更後のアプリケーションタイプに該当する初期料金および年間基本料金が変更前よりも減額する場合、これらの差額は返還しないものとします。

#### 第13条（料金等）

当社が提供する本サービスに関する料金は、料金表1に定める額に消費税相当額を加えた金額とします。

- 2 料金表1に定める料金のうち年間基本料金については、サービス開始日の翌月初日から一年間について適用します。
- 3 料金表1に定める料金のうち超過送信料金については、サービス開始日の翌月初日から一年間を、第15条で規定するコンテンツ総送信容量の計算対象期間（以下、「計算対象期間」といいます。）とします。
- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第14条（支払方法）

契約者は、本規約に基づいて、前条により算定した額を支払う義務を負います。第8条第2項に定める本契約の成立以降、サービス開始日の月末までの期間において本契約が解除された場合も、契約者は、かかる支払い義務を負うものと

ます。なお、本サービスの料金の算出については、本規約の規定により本サービスの提供が中止又は停止された場合における当該中止又は停止の期間であっても、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

- 2 当社は、サービス開始日の翌月を請求月と定めます。(以下、「請求月」といいます。)
- 3 料金表 1 に定める料金のうち、初期料金および年間基本料金に関しては、契約年度の請求月に一括して請求するものとします。
- 4 料金表 1 に定める料金のうち、超過送信料金、ならびに第 1 2 条第 3 項および第 4 項に定める料金(以下、これらを総称して「未請求額」といいます。)が契約の有効期間内に発生した場合には、契約更新および終了に関わらず、翌年度の請求月に一括して請求するものとします。なお、契約の有効期間内に契約の解除をしていた場合には、未請求額は契約の解除日の翌月に一括して請求するものとします。
- 5 契約者は請求書に記載した期限までに支払うものとします。
- 6 契約期間中の契約の解除について、当社は何ら料金を返還しないものとします。
- 7 契約者は、本サービス料金その他債務について、当社から発行された請求書又は申込時の契約者の申請により当社が承諾した方法により支払うものとします。なお、支払に関する細部条項は契約者と金融機関等との契約条項又は当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には責任がないものとします。
- 8 契約者が本サービス料金その他の債務(延滞利息は除きます)について、支払い期日を経過してもなお支払がない場合は、当該契約者は、支払い期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を、延滞利息として当社が指定する期日までに支払うこととします。
- 9 契約者が料金等の支払を不当に免れた場合は、当該契約者は、その免れた額のほか、その免れた額に相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うこととします。

#### 第 15 条 (送信容量の上限)

本サービスの利用における、計算対象期間内のコンテンツ総送信容量の上限は、第 7 条で定める 1 契約あたり 10 ギガバイトとします。その上限を超える送信があった場合には、契約者は料金表 1 に記載する超過送信料金を支払うものとします。

#### 第 16 条 (ユーザアドレス及びパスワードの管理責任)

契約者は、本サービスを利用するにあたりユーザアドレス及びパスワードが必要です。ユーザアドレス及びパスワードは、契約者の要望に基づき、当社がこれを指定しますが、契約者は、パスワードを変更することができます。なお、契約者は、ユーザアドレス及びパスワードについて次のとおり取扱うものとします。

- (1) 契約者は、ユーザアドレス及びパスワードを自己の責任において管理するものとし、その使用上の誤り又は第三者による不正使用等より損害が生じても、当社は責任を負いません。
- (2) 契約者は、ユーザアドレス及びパスワードの盗難又は第三者による使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。その場合において、当社から指示があるときはそれに従うものとします。
- (3) 契約者は、ユーザアドレス及びパスワードを紛失または失念し、当社に対し再発行を希望する場合は、当社に対し再発行申請を行うものとします。

#### 第 17 条 (禁止行為)

契約者は、次の事項を守ることとします。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
  - (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
  - (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
  - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
  - (5) 当社の機器及び設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
  - (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
  - (7) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
  - (8) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと
- 2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の機器及び設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
- 4 契約者が本条第1項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の機器及び設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 5 当社は前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第18条（契約者が行う故障時の措置）

- 契約者は、本サービスが全く利用できない場合、別紙2の条件に基づき、所定の手続きで故障の申告を行います。
- 2 当社は、前項の申告に対し、当社の定めた方法で本システムの故障の有無を調査することとします。またその結果について、申告した契約者に対し通知することとします。

#### 第19条（本サービスの対象外の事項及び免責事項）

次の各号に該当する事項は本サービスの対象外とし、契約者の判断と責任で処理するものとし、当社は責任を負わないものとします。

- (1) 本サービスを利用するために必要な本システム以外のコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他のネットワーク設備の保持・管理
  - (2) 以下の事由による本サービスの中断・障害
    - ① 上記(1)の機器・設備に起因する中断・障害
    - ② 契約者（第5条第2項記載の契約者の関連会社及び取引先等を含む）の不適切な使用、その他契約者の責に帰すべき事由に起因する中断・障害
    - ③ 当社が別途指定する技術条件に適合しない環境における本サービスの利用により発生する不具合又は障害
    - ④ 第三者の故意又は過失に起因する中断・障害
    - ⑤ 停電、火災、地震、労働争議等の契約者、当社いずれの責にも帰しがたい事由に起因する中断・障害
  - (3) 上記の他、本契約で当社の責務と明記されていない事項
- 2 前項の理由により、本サービスが全く利用し得ない状態となった場合においても、当社は賠償する責任を負わないものとします。

3 当社は、本契約に関連し契約者に生じた間接的損害、派生的損害、逸失利益、予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害については契約者に対して責任を負わないものとします。ただし、当社は、その責めに帰すべき事由により、契約者に損害を与えた場合は、料金表1に定める年間基本料金を限度として、契約者に現実に生じた通常かつ直接の損害に限り賠償する責任を負うものとします。

4 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

#### 第20条（通信回線の用意）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、自らの責任においてインターネット回線を用意します。

#### 第21条（バージョンアップの実施）

契約者は、当社が別紙1に規定するアプリケーションのバージョンアップを契約者へ依頼した場合、速やかにアプリケーションのバージョンアップをおこなうものとします。

#### 第22条（当社による提供の中止又は停止）

当社は、次の各号に該当するときは、事前にその旨、ならびに、理由、および、期間を通知することで本サービスの提供を中止できるものとします。ただし、緊急によりやむを得ないときは、この限りではありません。

- (1) 本システムの保守、または、工事のためやむを得ない場合
- (2) 本システムに故障や多大な負荷が生じた場合
- (3) 本システムのバージョンアップをおこなう場合
- (4) 本システムを不正アクセス行為から制御する必要が生じた場合
- (5) 停電、火災、地震、労働争議その他当社の責に帰すべからざる事由により本サービスの提供が困難な場合
- (6) その他、本システムの運用上又は技術上の相当な合理的理由がある場合

2 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、契約者に対し何らの通知、催告を要せず即時に本サービスの提供を停止できるものとします。

- (1) 契約者が当社に届け出た連絡先に従業員、事務所等が存在せず、当社より連絡が取れない場合
- (2) 契約上の債務の支払を怠った場合
- (3) 第9条に該当する場合
- (4) 第28条第2項に該当する場合
- (5) 自己振出の手形又は小切手が不渡り処分を受けた場合、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立があった場合又は租税滞納処分を受けた場合、破産、会社整理開始、会社更生手続き若しくは民事再生手続きの申立があった場合又は清算に入った場合、解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合、その他財産状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
- (6) 当社の名誉信用を毀損し、又運営を妨害した場合
- (7) その他本規約の条項に著しく違反した場合

## 第23条（当社が行う契約の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、契約者に対し何らの通知、催告を要せず即時に契約を解除できるものとします。

- (1) 第22条第2項により本サービスの提供が停止された場合において、契約者が当該停止の日から1ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しない場合
  - (2) 第22条第2項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- 2 前項1号の場合において、契約の解除となった契約者が負う債務については、利用契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。
  - 3 天災地変その他の不可抗力により、本システムの全部もしくは一部が滅失し又は破損し、本システムの使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがない場合、もしくは、第32条第1項3号に該当する場合、当社はその旨を契約者に通知して本契約を解除することができます。

## 第24条（契約者による契約の解除）

契約者は、契約を解除するときは、当社に対し、解除の日の1ヶ月前までにその旨を書面又は電子メールで当社指定のメールアドレス宛に通知するものとします。

- 2 本条第1項により本契約が解除される場合、当社が契約者へ通知するサービス解除通知に記載された日を解除日とします。
- 3 本条第1項の場合において、その利用期間中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

## 第4章 雑則

### 第25条（権利の譲渡禁止）

本サービスの契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡又は担保提供等できないものとします。ただし当社が譲渡を承諾した場合はこの限りではありません。

### 第26条（契約者の地位の継承）

契約者である個人が死亡した場合、かかる契約者が契約するサービスは自動的に解除され、契約者の地位は相続されないものとします。

- 2 契約者である法人が合併等し契約者の地位の承継があった場合は、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとし、当社はその通知受領後、当該承継法人に書面により通知をして本契約を解除することができるものとします。当社がこの解除権を通知受領後1ヶ月以内に行使しなかった場合は、承継した法人は本契約に基づく被承継契約者の当社に対する一切の債務を承継したものとします。

### 第27条（当社の維持責任）

当社は本システムを別紙2に記載の条件により保守します。

- 2 当社は、正常な作動環境の下で、本システムがマニュアルに記載の機能仕様に合致して作動しない場合、速やかに補修するものとします。但し、合致しない原因がユーザマニュアルの記述内容の不正確・不明瞭等に起因する場合は、当該記述内容を補修するものとします。



- 3 本サービスの維持を目的として、当社は本システムの故障又は中断等の復旧に対応するため、コンテンツ配送サーバ内のデータを複製及び保管する場合があります。

#### 第28条（利用の制限）

当社は、契約者による本サービスの利用に関して、本サービスの安定的供給を阻害するおそれがあると判断した場合、その利用方法を制限するよう契約者に申し入れることがあります。その場合、契約者は誠意をもってこれに応じるものとします。

- 2 前項による、当社から契約者への利用制限の申し入れに対し、契約者がこれに応じない場合において、本サービスの提供に不都合があると当社が判断した場合、当社は契約者に対する本サービスの利用を一時的に停止することがあります。

#### 第29条（本サービス内容の変更）

当社は、本システムの仕様、本サービスの内容、料金等を変更することができるものとします。かかる変更がなされる場合には、当社は、第34条に規定する方法に従い、緊急でやむを得ない場合を除き、当社の指定する変更効力発生日の30日前までに契約者へ通知することとします。但し料金の増額変更については、以下の事由に基づき相当な範囲内で行うものとする。

- (1) 物価の上昇・経済事情の変動等により、現行の料金が不相当になったとき
- (2) 本サービスの内容又は本システムの機能等が拡充もしくは追加されたとき
- (3) 本サービスの技術上、運営上、その他の事情により、料金の増額についてやむを得ない合理的な理由があるとき

#### 第30条（当社による提供の終了）

当社は、当社の事情により、本サービス全体の提供を終了することがあります。

- 2 本サービス全体の提供を終了する場合には、6ヶ月以上前に第34条の通知方法により契約者にそのことを周知し、サービスを終了することとします。
- 3 本サービス全体の提供の終了により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は責任を負いません。

#### 第31条（知的財産権の帰属）

本システム及び本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物（利用規約、本サービスの基本仕様書及びその他マニュアル等を含む）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいう）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する者に帰属します。

- 2 当社は契約者に対し、本システム及び当社の提供物の、譲渡不能な非独占的使用を許諾するものとします。
- 3 契約者は、本システム及び当社の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。
  - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
  - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと
  - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
  - (4) 別紙1に記載の本サービスで提供する高機能版アプリケーションについては、各アプリケーション同封の使用許諾条件書を遵守すること

4 本条の規定は、本サービス利用契約の終了後も効力を有するものとします。

### 第32条（第三者の権利侵害に対する補償）

当社は、第三者から本システム又は当社の提供物が第三者の知的財産権を侵害している旨の警告を受けた場合、当社の判断により、以下の処置を選択実行できるものとします。この場合、契約者はこれに従うものとします。

- (1) 従前どおり本サービスを提供します。
- (2) 当該係争に係る部分について当社の判断で同等の代用物と交換します。
- (3) 当該係争に係る部分の契約者による利用を中止し、本契約を解除します。
- (4) 第三者から使用権を取得します。

2 契約者は、第三者から本サービスが第三者の知的財産権を侵害している旨の警告等を受けた場合、その旨を速やかに当社に通知し、当社が行う権利防衛等に協力し、当該紛争の処理につき、当社の指示に従うものとします。契約者がかかる義務を履行することを条件として、契約者が当該紛争に関する確定判決又は当社が事前に承諾した和解に基づいて当該第三者に対し賠償金支払い義務を負担した場合は、当社は、契約者に対し、契約者が当社に支払った本サービスの利用料金の総額を上限として、当該賠償金相当額を補償するものとします。但し、紛争の原因が契約者の責に帰すべき事由による場合は補償の対象外とし、契約者の責任で処理解決するものとします。

3 本条の規定は、本サービスが第三者の知的財産権を侵害した場合に当社が契約者に対して負う責任を規定したものとします。当社は、契約者その他いかなるものに対しても、本条の責任以外には、責任を負担しないものとします。

### 第33条（秘密保持）

当社は、本サービスの提供により知り得た契約者の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密を本サービス提供のためにのみ使用するものとし、契約者の事前承認を得ることなく、契約者の本人識別が可能な形式では第三者に公表し又は漏洩しないものとします。但し、以下に該当する場合はこの限りでないものとします。

- (1) 契約者の同意が得られた場合
- (2) 法令により開示が求められた場合
- (3) 契約者に対し本規約に基づく義務の履行を請求する場合

2 契約者は、本サービスの利用により知り得た当社の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密（利用規約の内容、本サービスのユーザマニュアルの内容等を含む）を本サービス利用のためにのみ使用するものとし、当社の承諾なしに第三者に公表し又は漏洩しないものとします。

3 以下の情報は本条の秘密に該当しないものとします。

- (1) 公知の情報
- (2) 本サービスにより知り得た以前から保有していた情報
- (3) 本サービスにより知り得た情報に依存せずに独自に開発・発見した情報
- (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

4 本条の規定は、契約の終了後も5年間効力を有するものとします。

### 第34条（契約者への通知）

契約者に対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メール送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理するサーバに到着した時をもって、契約者に対する通知が

完了したものとみなします。

- (2) 当社で指定するホームページ上の掲示板、その他の画面に掲載して行います。この場合は、掲載された時を持って、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時を持って、当該通知が完了したものとみなします。

### 第35条（損害賠償）

契約者及び当社が本規約に違反し又は不正行為により相手方に損害を与えた場合、相手方が被った通常の直接損害を賠償するものとします。第5条第2項記載の契約者の関連会社及び取引先等の違反又は不正行為は、契約者の行為として本契約を適用するものとします。

- 2 契約者が本サービスの利用により第三者（契約者の関連会社及び取引先等、ならびに他の契約者も含む）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。
- 3 第1項の規定において、当社が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、当社が負担する賠償額は、料金表1に定める年間基本料金を限度とします。

### 第36条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法が適用されるものとします。

### 第37条（合意管轄裁判所）

契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

### 附則（平成25年11月22日 ACサ300922）

この改定規定は、平成25年12月10日より実施するものとします。

### 附則（平成26年3月27日 ACサ301655）

この改定規定は、平成26年4月1日より実施するものとします。

### 附則（令和元年9月11日 AC企00541561）

この改定規定は、令和元年10月1日より実施するものとします。

### 附則（令和2年1月27日 ACサ00595652）

この改定規定は、令和2年2月17日より実施するものとします。

### 附則（令和3年2月26日 APS2サ00748949）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 当社は、令和3年4月1日以降、本サービスの新規受付を停止し、この規約第8条にかかわらず、申込があっても承諾いたしません。この場合において、令和3年4月1日以降に契約を更新する契約者に限り、第10条（契約の有効期

間)及び第13条(料金等)の規定において「一年間」とあるのは「令和4年3月31日までの間」に、第14条(支払方法)第4項の規定において「翌年度の請求月に」とあるのは「令和4年4月に」に読み替えるものとし、料金表1に定める料金のうち(2)年間基本料金については次のとおり適用します。

年間基本料金÷12×利用月数(契約更新の日を含む月から起算して令和4年3月までの月数とします。)

- 3 当社は、令和4年3月31日をもって本サービスの提供を終了するため、同日をもってこの規約を廃止します。
- 4 この規約廃止日前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この規約廃止日前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

## 別紙 1 本システム

### 機器及び設備

| 項目             | 機能概要   |
|----------------|--|
| コンテンツ配送サーバ     | 契約者間で送受信されるコンテンツを、相互に受け渡しを行うためのサーバ                                 |
| アプリケーションサーバ    | 標準版（Web ブラウザ）を用いて契約者間で送受信されるコンテンツを、コンテンツ配送サーバと連携して相互に受け渡しを行うためのサーバ |
| メールサーバ         | コンテンツ配送サーバと連携し、コンテンツ到着を受信者へ通知する E-mail サーバ                         |
| ファイアウォール (F/W) | データをインターネットや外部システムを通じた侵入者から守る機器                                    |
| スイッチ (SW)      | ネットワークの中継機器  |
| インターネット接続回線    | インターネットに接続する共用回線   |
| 監視システム         | サーバ及びネットワーク機器の運転状況を管理する機器  |

### アプリケーション

| アプリケーションタイプ | 機能概要  |
|-------------|---|
| 標準版         | Web ブラウザ利用アプリケーション<br>※利用には Web ブラウザが必要です。                          |
| 高機能版        | GTRAX 専用クライアント型アプリケーション<br>※使用条件については当該アプリケーション別添の使用許諾条件書に従うものとします。 |

## 別紙2 本システムの保守及びヘルプデスクの内容

### (1) 本システムの保守内容

#### ①業務内容

| 作業分類        | 作業項目            | 作業内容   |
|-------------|-----------------|--|
| 通常時<br>保守内容 | 遠隔監視            | 各機器の状態監視、ログ監視                                      |
|             | 点検              | 正常動作チェック   |
| 異常時<br>保守内容 | 故障受付            | 通常時保守による発見、契約者および当社所定の方法で契約者が予め届け出た担当者からの申告を受け付けます |
|             | 切り分け            | 各種方法で、情報収集・解析を行い、故障個所の切り分け・影響度の判断を行います             |
|             | 対処              | 早期復旧対処および根本対処                                      |
| その他         | ソフトウェアライセンスサポート | 高機能版アップグレード版がリリースされた場合、当該ソフトを提供します                 |

#### ②保守対応時間

| 作業分類           | 対応時間   |
|----------------|--|
| 通常時保守内容        | 24時間 365日  |
| 異常時保守内容<br>その他 | 9時30分～18時（土曜日、日曜日、法定休日および12月29日から12月31日まで、1月2日、1月3日については対象外） |

#### ③故障申告方法

- i) 電子メールで当社指定のメールアドレス宛に行う。
- ii) その他、当社指定の方法で行う。

#### ④受付時間

24時間 365日

### (2) ヘルプデスク内容

#### ① サービス内容

以下の事項について、申込書で契約者が予め届け出た担当者からの問い合わせに対し回答します。但し、問い合わせに際して故障等の不具合状況の適切な説明又はその再現は問合せ元の担当者の責任とします。

- i) ユーザマニュアルに記載された仕様どおりに動作しない場合
- ii) ユーザマニュアルに記載された正常な操作を行ったときに起きたシステムの故障の場合
- iii) 故障が本サービスで提供する設備（ハードウェア及びソフトウェア）に起因した故障の場合

#### ②問い合わせ方法

電子メールで当社指定のメールアドレス宛に行なう。

#### ③対応時間

9時30分～18時（土曜日、日曜日、法定休日および12月29日から12月31日まで、1月2日、1月3日については対象外）

### 別紙3 本サービスの機能一覧

| 大分類           | 小分類                          | 機能概要   | アプリケーションタイプ |      |
|---------------|------------------------------|--|-------------|------|
|               |                              |  | 標準版         | 高機能版 |
| コンテンツ<br>配送機能 | ログイン機能                       | ユーザアドレス毎の認証を行う                                   | ○           | ○    |
|               | ファイル転送機能                     | 最大 2GB のコンテナを送信する                                | ○           | -    |
|               |                              | 最大 10GB のコンテナを送信する                               | ×           | ○    |
|               | E-Mail 通知機能                  | 宛先にファイル到着を E-Mail で通知する※3                        | ○           | ○    |
|               | ステータス表示機能                    | 送信コンテンツの送達確認や履歴を表示する                             | ○           | ○    |
|               | レジューム機能                      | 転送途中で中断した場合、中断部分から再開する                           | ×           | ○    |
|               | 同報配信機能                       | 複数ユーザに同時にコンテンツを配送する                              | ○           | ○    |
|               | ファイル暗号化機能                    | 転送時にコンテンツを暗号化する                                  | △ ※1        | ○    |
|               | 通信経路暗号化機能                    | 転送時に通信経路を暗号化する                                   | ○           | ○    |
|               | オンザフライ<br>配信機能               | コンテンツ配送サーバにコンテンツを送信中に受信側で受信を開始する                 | ×           | ○    |
|               | 圧縮・解凍機能                      | コンテンツを自動的に圧縮・解凍する                                | △ ※2        | ○    |
|               | アドレス帳                        | アドレス帳の利用が可能                                      | ×           | ○    |
|               | 複数ファイル送信                     | 複数ファイルを一つのコンテナとして配送する                            | ○           | ○    |
|               | フォルダ送信                       | フォルダ単位での送信が可能                                    | ×           | ○    |
|               | 自動受信機能                       | 一定間隔（最短 10 分）で自動的にサーバへ受信有無を問い合わせる                | ×           | ○    |
|               | 返信・転送機能                      | 受信したコンテナに対し、返信及び転送をすることが可能                       | ○           | ○    |
|               | 送信前コンテナ<br>削除機能              | 誤ってコンテナを送信した場合でも、受信者が受信前であれば、サーバ上のコンテナを削除することが可能 | ○           | ○    |
|               | 分割送受信機能                      | コンテンツを一定サイズで分割しながら送受信する                          | ×           | ○    |
| ホットフォルダ機能     | 設定条件に応じ、特定のフォルダからファイルを自動送信する | ×  | ○           |      |

※1 コンテンツ配送サーバ保管時のみ暗号化

※2 ダウンロード時のみ圧縮。ダウンロード後に別途手動解凍が必要。

※3 当社にて別途登録が必要（利用を希望する際には、契約者は、当社所定の方法により別途届け出ること）

## 料金表 1 料金表

### (1) 初期料金

(1 契約毎に)

| アプリケーションタイプ | 初期料金                   |
|-------------|------------------------|
| 標準版         | 6,000 円 (税込 6,600 円)   |
| 高機能版        | 10,000 円 (税込 11,000 円) |

### (2) 年間基本料金

(1 契約毎に)

| アプリケーションタイプ | 年間基本料金                 |
|-------------|------------------------|
| 標準版         | 18,000 円 (税込 19,800 円) |
| 高機能版        | 30,000 円 (税込 33,000 円) |

### (3) 超過送信料金

計算対象期間内におけるコンテンツ総送信容量が 1 契約あたり 10 ギガバイトを超える場合、契約者は以下に規定する料金を支払うものとします。

(超過 1 ギガバイト送信毎に※1)

|                      |
|----------------------|
| 超過送信料金               |
| 1,500 円 (税込 1,650 円) |

※1 小数点以下は繰り上げるものとします。

### (4) 事務手数料

#### (ア) 適用対象

下記の契約内容の変更を契約者が当社に依頼する場合※2

- ・ ユーザアドレスの変更
- ・ アプリケーションタイプの変更

※2 いずれの場合も、変更前のコンテンツ配送サーバ内のコンテナ等の情報は、一切引き継がれません。

#### (イ) 料金

(1 変更申し込み毎に)

|                      |
|----------------------|
| 事務手数料                |
| 1,100 円 (税込 1,210 円) |